

課所 4 - 11

課法 8 - 8

課評 2 - 10

平成 11年 7月 7日

国 税 局 長
沖 縄 国 税 事 務 所 長 殿

国 税 庁 長 官

「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」
の一部改正について（法令解釈通達）

昭和 55年 12月 26日付直所 3 2dほか 1 課共同 「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」の一部を下記のとおり定めたから、これによらねたい。

記

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄のように改める。

（注）別紙には、この通達により新たに取扱いを定めたもの及び既往通達につき表現を改めたものについてはその全文を掲げ、単に法令改正に伴う引用条文等を改めたもの及び通達の項目番号を改めたものについてはその改正箇所のみを掲げることとした。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第4条 (<u>住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除</u>)関係</p> <p>(引き続き居住の用に供している場合)</p> <p>41 2 措置法第4条第1項に規定する「引き続きその居住の用に供している」とは、新築等又は増改築等をした者が現に引き続きその居住の用に供していることをいうのであるが、これに該当するかどうかの判定に当たっては、次による。</p> <p>(1) その者が、転勤、転地療養その他のやむを得ない事情により、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族と日常の起居を共にしないこととなった場合において、その家屋をこれらの親族が引き続きその居住の用に供しており、当該やむを得ない事情が解消した後はその者が共にその家屋に居住することとなると認められるときは、その者がその家屋を引き続き居住の用に供しているものとする。</p> <p>(2) その家屋が居住の用に供された日の属する年 <u>(以下この項において「居住年」という。)</u>以後6年以内 <u>(当該居住年が平成11年又は平成12年である場合には、15年以内)</u>に、災害により一部損壊した場合において、その損壊部分の補修工事等のため一時的にその者がその家屋を居住の用に供しないこととなる期間があったときは、その期間もその者が引き続き居住の用に供しているものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第4条 (<u>住宅の取得等をした場合の所得税額の特別控除</u>)関係</p> <p>(引き続き居住の用に供している場合)</p> <p>41 2 措置法第4条第1項に規定する「引き続きその居住の用に供している」とは、新築等又は増改築等をした者が現に引き続きその居住の用に供していることをいうのであるが、これに該当するかどうかの判定に当たっては、次による。</p> <p>(1) その者が、転勤、転地療養その他のやむを得ない事情により、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族と日常の起居を共にしないこととなった場合において、その家屋をこれらの親族が引き続きその居住の用に供しており、当該やむを得ない事情が解消した後はその者が共にその家屋に居住することとなると認められるときは、その者がその家屋を引き続き居住の用に供しているものとする。</p> <p>(2) その家屋が居住の用に供された日の属する年以後6年以内に、災害により一部損壊した場合において、その損壊部分の補修工事等のため一時的にその者がその家屋を居住の用に供しないこととなる期間があったときは、その期間もその者が引き続き居住の用に供しているものとする。</p>

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(土地等の取得の日)</p> <p><u>41 4 措置法第4条第1項各号に規定する土地又は当該土地の上に存する権利 (以下第4条関係において「土地等」という。)の取得の日は、当該土地等の引渡しを受けた日による。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>(借地権者等が取得した底地の取得時期等)</p> <p><u>41 5 借地権その他の土地の上に存する権利 (以下この項において「借地権等」という。)を有する者が当該権利の設定されている土地 (以下この項において「底地」という。)を取得した場合には、その土地の取得の日は、当該底地に相当する部分とその他の部分とを各別に判定するものとする。</u></p> <p><u>底地を有する者がその土地に係る借地権等を取得した場合も、同様とする。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>(一定期間の意義)</p> <p><u>41 6 措置法令第26条第7項第4号イ、第6号ロ(2)、第10項第2号イ、第3号ロ、第11項第3号イ、第15項第5号ロ、第16項第2号ロ又は第17項第4号ロに規定する「一定期間」とは、それぞれに掲げる住宅建設の用に供する宅地の分譲に係る契約の事項、貸付けの条件又は譲渡の条件において定められている期間をいうことに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>(災害の意義)</p> <p><u>41 7</u></p>	<p>(災害の意義)</p> <p><u>41 4</u></p>
<p>(家屋の床面積)</p> <p><u>41 8第20項第3号イ.....</u></p>	<p>(家屋の床面積)</p> <p><u>41 5第15項第3号イ</u></p>
<p>(区分所有する部分の床面積)</p> <p><u>41 9第20項第3号ロ.....</u></p>	<p>(区分所有する部分の床面積)</p> <p><u>41 6第15項第3号ロ</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(注)</p> <p>(店舗併用住宅等の場合の床面積基準の判定)</p> <p>41 10<u>第20項</u>第3号イ.....</p> <p>(1) (.....<u>第20項</u>第3号ロ.....)</p> <p>(2)</p> <p><u>(居住用家屋の敷地の判定)</u></p> <p>41 11 <u>取得した土地等が措置法第4条第1項各号に規定する居住用家屋の敷地の用に供される又は供されていた土地等に該当するかどうかは、社会通念に従い、当該土地等が同項に規定する当該居住用家屋と一体として利用されている土地等であるかどうかにより判定する。</u></p> <p>(住宅資金の長期融資を業とする貸金業を営む法人)</p> <p>41 12</p> <p>(共済会等からの借入金)</p> <p>41 13 <u>措置法第29条第1項に規定する使用者 (以下この項及び41 19において「使用者」という。)の役員又は使用人をもって組織した団体で、これらの者の親ばく又は福利厚生に関する事業を主として行っているもの (以下この項において「共済会等」という。)の構成員 (同項に規定する給与所得者等に限る。)が、その構成員である地位に基づいて共済会等から借り入れた新築等 (当該新築等とともにする措置法第4条第1項各号に規定する敷地の用に供される又は供されていた土地等の取得 (以下第4条関係において「敷地の取得」という。)がある場合には、当該敷地の取得を含む。)又は増改築</u></p>	<p>(注)</p> <p>(店舗併用住宅等の場合の床面積基準の判定)</p> <p>41 7<u>第15項</u>第3号イ.....</p> <p>(1) (.....<u>第15項</u>第3号ロ.....)</p> <p>(2)</p> <p>(新 設)</p> <p>(住宅資金の長期融資を業とする貸金業を営む法人)</p> <p>41 8</p> <p>(共済会等からの借入金)</p> <p>41 9 <u>措置法第29条第1項に規定する使用者 (以下この項及び41 11において「使用者」という。)の役員又は使用人をもって組織した団体で、これらの者の親ばく又は福利厚生に関する事業を主として行っているもの (以下この項において「共済会等」という。)の構成員 (同条第1項に規定する給与所得者等に限る。)が、その構成員である地位に基づいて共済会等から借り入れた新築等又は増改築等に係る借入金は、その共済会等の行う事業が使用者の事業の一部であると認められる場合に限り、措置法第4条第1項第4号に規定する使用者から借り入れた借入金に該当するものとする。</u></p>

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

>

改 正 後	改 正 前
<p>等に係る借入金は、その共済会等の行う事業が使用者の事業の一部であると認められる場合に限り、措置法第4条第1項第4号に規定する使用者から借り入れた借入金に該当するものとする。</p> <p>(注) 共済会等の行う事業が、使用者の事業の一部と認められるかどうかは、所得税基本通達2-8及び2-9の取扱いによる。</p> <p>(借入金等の借換えをした場合)</p> <p><u>41-14</u> 新築等(敷地の取得を含む。以下この項及び<u>41-18</u>において同じ。)又は増改築等に係る借入金又は債務(以下この項及び<u>41-19</u>において「当初の借入金等」という。)の金額を有している場合において、当該当初の借入金等を消滅させるために新たな借入金を有することとなるとき(以下<u>41-17</u>及び<u>41-19</u>において「借入金等の借換えをした場合」という。)は、当該新たな借入金当初の借入金等を消滅させるためのものであることが明らかであり、かつ、当該新たな借入金を新築等又は増改築等のための資金に充てるものとしたならば措置法第4条第1項第1号又は第4号に規定する要件を満たしているときに限り、当該新たな借入金は同項第1号又は第4号に掲げる借入金に該当するものとする。</p> <p>(割賦償還の方法等)</p> <p><u>41-15</u></p> <p>(返済等をすべき期日において返済等をすべき金額の明示がない場合)</p> <p><u>41-16</u> <u>41-15</u>.....</p> <p>(繰上返済等をした場合)</p> <p><u>41-17</u> (以下第4条関係において.....)</p> <p>(注) <u>41-14</u>.....</p>	<p>(注) 共済会等の行う事業が、使用者の事業の一部と認められるかどうかは、所得税基本通達2-8及び2-9の取扱いによる。</p> <p>(借入金等の借換えをした場合)</p> <p><u>41-10</u> 新築等又は増改築等に係る借入金又は債務(以下この項において「当初の借入金等」という。)の金額を有している場合において、当該当初の借入金等を消滅させるために新たな借入金を有することとなるとき(以下<u>41-13</u>において「借入金等の借換えをした場合」という。)は、当該新たな借入金当初の借入金等を消滅させるためのものであることが明らかであり、かつ、当該新たな借入金を新築等又は増改築等のための資金に充てるものとしたならば措置法第4条第1項第1号又は第4号に規定する要件を満たしているときに限り、当該新たな借入金は同項第1号又は第4号に掲げる借入金に該当するものとする。</p> <p>(割賦償還の方法等)</p> <p><u>41-11</u></p> <p>(返済等をすべき期日において返済等をすべき金額の明示がない場合)</p> <p><u>41-12</u> <u>41-11</u>.....</p> <p>(繰上返済等をした場合)</p> <p><u>41-13</u> (以下<u>41-22</u>までにおいて.....)</p> <p>(注) <u>41-10</u>.....</p>

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(新築等又は増改築等に係る住宅借入金等の金額)</p> <p><u>41 18</u></p> <p>(著しく低い金利による利息である住宅借入金等)</p> <p><u>41 19</u> 次の(1)又は(2)に掲げる住宅借入金等につきそれぞれに掲げる金額が、 <u>支払うべき利息の額の算定方法に従い、その算定の基礎とされた当該住宅借入金等の額及び利息の計算期間を基として措置法令第26条第21項第1号及び第2号に規定する「基準利率」により計算した利息の額の年額に相当する金額に満たない場合には、当該住宅借入金等は、同項第1号又は第2号に規定する場合に該当する。</u></p> <p><u>(1) 使用者から借り入れた住宅借入金等</u> 当該住宅借入金等に係るその年において支払うべき利息の額の合計額に相当する金額</p> <p><u>(2) 使用者からいわゆる利子補給金の支払を受けている住宅借入金等</u> 当該住宅借入金等に係るその年において支払うべき利息の額の合計額からその年において支払を受けた利子補給金の額 (当該支払うべき利息の額に対応するものをいう。) の合計額を控除した残額</p> <p><u>(注) 借入金等の借換えをした場合には、41 14の適用があることに留意する。ただし、年の中途において、同一の利用者との間で上記(1)に掲げる住宅借入金等の借換えが行われている場合は、当初の借入金等も「基準利率により計算した利息の額の年額」及び「その年において支払うべき利息の額の合計額」の計算に含まれる。</u></p> <p>(その年12月31日における住宅借入金等の金額)</p> <p><u>41 20</u> 措置法第4条第2項及び第3項に規定するその年12月31日における住宅借入金等の金額の合計額は.....</p>	<p>(新築等又は増改築等に係る住宅借入金等の金額)</p> <p><u>41 14</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(その年12月31日における住宅借入金等の金額)</p> <p><u>41 15</u> 措置法第4条第2項に規定する「その年12月31日における住宅借入金等の金額の合計額」は.....</p>

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(注) 41 30.....</p> <p>(住宅借入金等の合計額が家屋等の取得の対価の額等を超える場合)</p> <p>41 21 措置法第4条第1項に規定する住宅借入金等の金額とは、同項各号に掲げる借入金又は債務の金額の合計額をいうのであるが、次に掲げる場合には、その合計額のうちそれぞれに掲げる金額に達するまでの部分の金額が当該住宅借入金等の金額となることに留意する。</p> <p>(1) 新築等に係る住宅借入金等の金額の合計額が、当該新築等に係る建築工事の請負代金又は取得の対価の額 (以下第4条関係において「家屋の取得対価の額」という。)を超える場合 <u>家屋の取得対価の額</u></p> <p>(2) 新築等及び敷地の取得の両方に係る住宅借入金等の金額の合計額が、当該新築等に係る家屋の取得対価の額と当該敷地の取得の対価の額 (以下第41条関係において「敷地の取得対価の額」という。)との合計額 (以下第41条関係において「家屋等の取得対価の額」という。)を超える場合 <u>家屋等の取得対価の額</u></p> <p>(3) 敷地の取得に係る住宅借入金等の金額の合計額が、当該敷地の取得対価の額を超える場合 <u>敷地の取得対価の額</u></p> <p>(4) 増改築等に係る住宅借入金等の金額の合計額が、当該増改築等に係る工事に要した費用の額 (以下第41条関係において「増改築等に要した費用の</p>	<p>(注) 41 22.....</p> <p>(住宅借入金等の合計額が家屋の取得の対価等の額を超える場合)</p> <p>41 16 措置法規則第18条の2第11項の規定は、例えば家屋 (増改築等をした家屋については、当該増改築等に係る部分。以下41 20までにおいて同じ。)と土地を一括して取得したため、新築等に係る住宅借入金等の金額の合計額又は増改築等に係る住宅借入金等の金額の合計額が、新築等に係る建築工事の請負代金若しくは取得の対価の額 (以下41 21までにおいて「家屋の取得対価の額」という。)又は増改築等に係る工事に要した費用の額 (以下41 21までにおいて「増改築等に要した費用の額」という。)を超える場合に適用されるのであるが、住宅借入金等の金額の合計額が家屋の取得対価の額又は増改築等に要した費用の額を超えるかどうかの判定に当たっては、次のことに留意する。</p> <p>(1) 住宅借入金等の金額の合計額が家屋の取得対価の額又は増改築等に要した費用の額を超えるかどうかの判定は、措置法第4条第1項の規定の適用を受ける各年ごとに行うのであるが、その判定を行う場合の住宅借入金等の金額の合計額は、同項の規定の適用を受ける年ごとの12月31日における現実の住宅借入金等の金額の残高の合計額をいう。</p> <p>(2) 家屋の取得対価の額又は増改築等に要した費用の額には、その家屋のうちその者の居住の用以外の用に供される部分がある場合における当該居住の用以外の用に供される部分に対応する家屋の取得対価の額又は増改築等に要した費用の額が含まれる。</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>額」という。)を超える場合 増改築等に要した費用の額</u></p> <p><u>(注)1 住宅借入金等の金額の合計額が家屋の取得対価の額、家屋等の取得対価の額、敷地の取得対価の額又は増改築等に要した費用の額を超えるかどうかの判定は、措置法第4条第1項の規定の適用を受ける各年ごとに、かつ、個々の新築等、敷地の取得又は増改築等ごとに行うのであるが、その判定を行う場合の住宅借入金等の金額の合計額は、同項の規定の適用を受ける各年ごとの12月31日における現実の住宅借入金等の金額の残高の合計額をいう。</u></p> <p><u>2 家屋の取得対価の額、家屋等の取得対価の額、敷地の取得対価の額又は増改築等に要した費用の額には、その家屋(増改築等をした家屋については、当該増改築等に係る部分。以下第4条関係において同じ。)又は敷地のうちにその者の居住の用以外の用に供される部分がある場合における当該居住の用以外の用に供される部分に対応する家屋の取得対価の額、家屋等の取得対価の額、敷地の取得対価の額又は増改築等に要した費用の額が含まれる。</u></p> <p>(家屋の取得対価の額の範囲)</p> <p><u>41 22</u></p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(注)</p> <p>(敷地の取得対価の額の範囲)</p> <p><u>41 23 「敷地の取得対価の額」には、次に掲げる金額を含むものとする。</u></p>	<p>(家屋の取得対価の額の範囲)</p> <p><u>41 17</u></p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(注)</p> <p>(新 設)</p>

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(1) 埋立て、土盛り、地ならし、切土、防壁工事その他の土地の造成又は改良のために要した費用の額</u></p> <p><u>(2) 土地等と一括して建物等を取付した場合における当該建物等の取壊し費用の額 (発生資材がある場合には、その発生資材の価額を控除した残額。ただし、土地等の取得後おおむね1年以内に当該建物等の取壊しに着手するなど、その取得が当初からその建物等を取り壊して家屋を新築することが明らかであると認められる場合に限る。)</u></p> <p><u>(注) 当該取壊し前に当該建物等を居住の用に供して措置法第4条第1項の規定の適用を受けている場合には、当該家屋の新築に係る同項の規定の適用において、当該土地等の取得は敷地の取得に該当しないことに留意する。</u></p> <p>(家屋等の取得対価の額等の特例)</p> <p>41 24 門、塀等の構築物、電気器具、家具セット等の器具、備品又は車庫等の建物 (以下この項において「構築物等」という。)を家屋又は敷地の取得がある場合の当該敷地と併せて同一の者から取得等をしている場合で、当該構築物等の取得等の対価の額がきん少と認められるときは、<u>41 22及び41 23にかかわらず、当該構築物等の取得等の対価の額を家屋の取得対価の額、家屋等の取得対価の額又は敷地の取得対価の額に含めて差し支えない。</u></p> <p>(店舗併用住宅等の居住部分の判定)</p> <p>41 25 自己の居住の用に供する家屋のうち居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該家屋に係る措置法令第26条第5項第1号又は第2号に規定するその居住の用に供する部分及び当該家屋の敷地の用に供する土地等のうちその居住の用に供する部分は、次により判定するものとする。</p> <p><u>(1) 当該家屋のうちその居住の用に供する部分は、次の算式により計算した面積に相当する部分とする。</u></p>	<p>(家屋等の取得対価の額の特例)</p> <p>41 18 門、塀等の構築物、電気器具、家具セット等の器具、備品又は車庫等の建物 (以下この項において「構築物等」という。)を家屋と併せて同一の者から取得等をしている場合で、当該構築物等の取得等の対価の額がきん少と認められるときは、<u>41 17にかかわらず、当該構築物等の取得等の対価の額を家屋の取得対価の額に含めて差し支えない。</u></p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>当該家屋のうちその居住の用に専ら供する部分の床面積 A</p> <p>当該家屋のうちその居住の用に専ら供する部分の床面積 B</p> <p>当該家屋のうちその居住の用に専ら供する部分の床面積 A + B</p> <p>(2) 当該土地等のうちその居住の用に供する部分は、次の算式により計算した面積に相当する部分とする。</p> <p>当該土地等のうちその居住の用に専ら供する部分の面積</p> <p>当該家屋の床面積のうち(1)のうちその居住の用に専ら供する部分の面積</p> <p>当該家屋の床面積のうち(1)のうちその居住の用に専ら供する部分の面積</p> <p>(定期借地権等の設定の時ににおける保証金等に係る敷地の取得対価の額)</p> <p>41 26 借地権 (借地借家法 (平成 3 年法律第 90号) 第 22条 (定期借地権) 及び第 23条 (建物譲渡特約付借地権)) に規定する借地権 (以下この項において「定期借地権等」という。) の設定に際し、借地権者から借地権設定者に対し、保証金、敷金などその名称のいかんを問わず借地契約の終了の時に返還を要するものとされる金銭等 (以下この項において「保証金等」という。) の預託があった場合において、その保証金等につき定期借地権等を設定した日の属する年の 1 月 1 日現在における基準年利率 (昭和 39 年 4 月 25 日付直資 56 ほか 1 課共同「財産評価基本通達 (法令解釈通達)」の 27 3 (定期借地権等の設定の時ににおける借地権者に帰属する経済的利益の総額の計算) の (2) に掲げる年利率をいう。以下この項において同じ。) 未満の利率 (以下この項において「約定利率」という。) による利息の支払があるとき又は支払うべき</p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>利息がないときには、次の算式により計算した金額が、措置法第41条第1項各号に規定する土地等の取得に要する資金に該当するものとする。</p> <p>(算 式)</p> $\frac{\text{保証金等の額に相当する金額}}{\left[\frac{\text{保証金等の額に相当する金額}}{\text{定期借地権等の設定期間年}} \times \text{準年利率の複利現価率} \right]}$ $= \frac{\text{保証金等の額に相当する金額} \times \text{準年利率}}{\left[\frac{\text{保証金等の額に相当する金額}}{\text{定期借地権等の設定期間年}} \times \text{準年利率の複利年金現価率} \right]}$ <p>(自己の居住の用に供される部分の床面積若しくは土地等の面積又は増改築等に要した費用の額)</p> <p><u>41 27</u> 措置法令第26条第5項の規定は、その家屋又は当該家屋の敷地の用に供される土地等のうちにその者の居住の用以外の用に供される部分がある場合に適用されるのであるが、<u>41 25</u>により計算したその者の居住の用に供される部分の床面積若しくは土地等の面積又は増改築等に要した費用の額がその家屋の床面積若しくは土地等の面積又は増改築等に要した費用の額のおおむね90パーセント以上に相当する面積又は金額であるときは、同項の規定にかかわらず、その家屋の床面積若しくは土地等の面積又は増改築等に要した費用の額の全部がその者の居住の用に供する部分の床面積若しくは土地等の面積又は増改築等に要した費用の額に該当するものとして措置法第41条第1項の規定を適用することができるものとする。</p>	<p>(自己の居住の用に供される部分の床面積又は増改築等に要した費用の額)</p> <p><u>41 19</u> 措置法令第26条第5項の規定は、その家屋のうちその者の居住の用以外の用に供される部分がある場合に適用されるのであるが、その者の専ら居住の用に供される部分の床面積又は増改築等に要した費用の額がその家屋の床面積又は増改築等に要した費用の額のおおむね90パーセント以上に相当する面積又は金額であるときは、同項の規定にかかわらず、その家屋の床面積又は増改築等に要した費用の額の全部がその者の居住の用に供する部分の床面積又は増改築等に要した費用の額に該当するものとして措置法第41条第1項の規定を適用することができるものとする。</p>

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(住民票の写し)</p> <p>41 28 措置法規則第18条の2第10項第1号八、同項第2号ロ、同項第3号八又は同項第4号八……………</p> <p>注)1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(建設業者等の交付する借入金の年末残高等証明書)</p> <p>41 29 措置法第4条第1項第2号から第4号までに掲げる債務に係る債権者(措置法令第26条第8項第1号又は同項第2号に掲げる借入金に係る債権者及び措置法規則第18条の2第1項第1号ロ又は同項第2号ロ若しくは同号八に掲げる債務に係る同項各号に掲げる者を含む。)が交付する住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書(以下第41条関係において「借入金の年末残高等証明書」という。)を確定申告書に添付する場合には、措置法規則第18条の2第10項第1号イ、同項第2号イ若しくは同項第3号イに掲げる家屋の取得対価の額、同項第1号ロ、同項第2号イ若しくは同項第3号イに掲げる敷地の取得対価の額又は同項第4号ロに掲げる増改築等に要した費用の額を明らかにする書類又はその写しの添付を要しないものとする。</p> <p>注) 当該債権者が交付する借入金の年末残高等証明書には、措置法規則第18条の2第2項第4号の規定により、その家屋の取得対価の額、家屋等の取得対価の額、敷地の取得対価の額又は増改築等に要した費用の額を記載しなければならないこととされている。</p> <p>(借入金の年末残高等証明書の交付等)</p> <p>41 30 措置法規則第18条の2第2項第4号…………… (41 20参照)……………</p>	<p>(住民票の写し)</p> <p>41 20 措置法規則第18条の2第6項第1号ロ、同項第2号八又は同項第3号八……………</p> <p>注)1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(建設業者等の交付する借入金の年末残高等証明書)</p> <p>41 21 措置法第4条第1項第2号から第4号までに掲げる債務に係る債権者(措置法令第26条第7項第1号又は同項第2号に掲げる借入金に係る債権者及び措置法規則第18条の2第1項第1号ロ又は同項第2号ロ若しくは同号八に掲げる債務に係る同項各号に掲げる者を含む。)が交付する住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書(以下第41条関係において「借入金の年末残高等証明書」という。)を確定申告書に添付する場合には、措置法規則第18条の2第6項第1号イ若しくは同項第2号イに掲げる家屋の取得対価の額又は同項第3号ロに掲げる増改築等に要した費用の額を明らかにする書類又はその写しの添付を要しないものとする。</p> <p>注) 当該債権者が交付する借入金の年末残高等証明書には、措置法規則第18条の2第2項第3号の規定により、その家屋の取得対価の額又は増改築等に要した費用の額を記載しなければならないこととされている。</p> <p>(借入金の年末残高等証明書の交付等)</p> <p>41 22 措置法規則第18条の2第2項第3号…………… (41 15参照)……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第4条の2 ((<u>年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の</u>所得税額の特別控除))関係</p> <p>(年末調整前に借入金の年末残高等証明書の交付が受けられなかった場合)</p> <p>4102 1 措置法第4条の2 (<u>年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の</u>所得税額の特別控除))..... (以下この項及び4102 2において「<u>給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書</u>」という。)...<u>給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書</u>.....</p> <p>(注) <u>住宅借入金等特別控除</u>.....</p> <p>(給与等の支払者が受理した申告書の保管)</p> <p>4102 2<u>給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書</u>.....</p> <p>第4条の17(政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除))関係</p> <p>(税額控除等の順序)</p> <p>41017 3</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(8)</p>	<p>第4条の2 ((<u>年末調整に係る住宅の取得等をした場合の</u>所得税額の特別控除))関係</p> <p>(年末調整前に借入金の年末残高等証明書の交付が受けられなかった場合)</p> <p>4102 1 措置法第4条の2 (<u>年末調整に係る住宅の取得等をした場合の</u>所得税額の特別控除))..... (以下この項において「<u>給与所得者の住宅取得等特別控除申告書</u>」という。)...<u>給与所得者の住宅取得等特別控除申告書</u>.....</p> <p>(注) <u>住宅取得等特別控除</u>.....</p> <p>(給与等の支払者が受理した申告書の保管)</p> <p>4102 2<u>給与所得者の住宅取得等特別控除申告書</u>.....</p> <p>第4条の17(政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除))関係</p> <p>(税額控除等の順序)</p> <p>41017 3</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(8)</p>

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

>

改 正 後	改 正 前
<p>(9)</p> <p>(10)<u>住宅借入金等を有する場合の</u>.....</p> <p>(11)</p> <p>(12)</p> <p>(13)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(経過的取扱い.....年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特</u></p> <p><u>別控除に関する改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>この通達による改正後の41の2 1及び41の2 2の取扱いは、新築等を</u></p> <p><u>した家屋又は増改築等をした部分を平成11年1月1日以後に居住の用に供し</u></p> <p><u>た者に係る措置法第41条の2第1項に規定する申告書について適用し、同日</u></p> <p><u>前に居住の用に供した者に係るものについては、なお従前の例による。</u></p>	<p>(9)</p> <p>(10)<u>住宅の取得等をした場合の</u>.....</p> <p>(11)</p> <p>(12)</p> <p>(13)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>